

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称		令和5年度第1回福津市人権施策審議会
開 催 日 時		令和5年10月19日(木) 午後3時から午後5時まで
開 催 場 所		福津市役所本館2階庁議室
委 員 名		(1) 出席委員：谷口委員、春田委員、宮崎委員、山田委員、麻生委員、井上委員、漆谷委員 (2) 欠席委員：太田委員、石出委員、佐藤委員
所管課職員職氏名		市民生活部長 谷口 由貴、市民生活部理事 平田 健三、人権政策課長 吉村 隆之、人権啓発・市民相談係長 松山 健二、人権教育・啓発指導員 芳賀 求
会 議	議 題 (内 容)	1. 開会のあいさつ 2. 成立宣言 3. 委嘱状の交付 4. 委員自己紹介 5. 事務局紹介 6. 会長、副会長の選出 7. 会長あいさつ 8. 議事録署名人の指名 9. 傍聴人の入場許可 10. 議題 令和4年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表について 11. その他 ・人権啓発冊子作成の進捗状況について ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の進捗状況について 12. 閉会のあいさつ
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	1名
	資料の名称	・次第 ・資料1 福津人権施策審議会名簿 ・資料2 福津市人権施策審議会（説明用） ・資料3 令和4年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表 ・資料4 令和4年度事業進捗状況管理表 質疑回答書 ・資料5 「広報ふくつ」啓発活動特集記事のコピー ・資料6 福津市人権擁護に関する条例 ・資料7 福津市人権施策審議会規則 ・資料8 第2期福津市人権教育・啓発基本計画 ※資料6～資料8については、今回新たに委員となった宮崎委員、井上委員、漆谷委員のみ配付
会議録の作成方針		<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
		<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
		<input type="checkbox"/> 要点記録
	記録内容の確認方法	出席委員による内容確認
その他の必要事項		議事録署名委員 <span style="float: right;">㊟</span>

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1. 開会のあいさつ

吉村課長からあいさつ

2. 成立宣言

委員10名中、7名出席。過半数出席につき審議会成立。

3. 委嘱状の交付

市長の代理で、平田市民生活部理事が交付。

4. 委員自己紹介

出席委員全員自己紹介

5. 事務局紹介

事務局全員自己紹介

6. 会長、副会長の選出 <以下、敬称略>

松山：福津市人権施策審議会規則第5条第2項に基づき、会長は委員の互選により定めることになっています。どなたかお願いできますか。

いらっしゃらなければ、事務局案として谷口委員に引き続き会長をお願いしたいと思いますがよろしいですか。(委員から拍手あり)

ありがとうございます。では、谷口委員に会長をお願いしたいと思います。

次に、副会長ですが、副会長につきましては、会長が指名することになっています。谷口会長、お願いしてよろしいですか。

谷口：昨年度まで副会長をしていただいた春田委員をお願いしたいと思います。

松山：それでは、会長は谷口委員、副会長は春田委員に決定しました。

7. 会長あいさつ

谷口：1965年の同対審答申には、同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題だと書いてあります。いわゆる人権尊重社会を作るのは、第一が行政の責任だということです。その責任を果たしていくことと同時に、国民が我が事として人権について考えるということをしなければならないと書いてあり、まさに民主主義です。民主主義は、権力と人権の当事者両方、いわゆる両輪が回ることによって実現するという考え方なので、私たち委員は人権当事者としての立場から、行政は人権社会を作っていくという責任者としての立場から、双方がしっかり意見を言い合う会議にできればと思いますので、よろしくお願いします。

8. 議事録署名人の指名

名簿順に漆谷委員を指名

9. 傍聴人の入場許可

事前に申し込みがあった1名を傍聴人として入場を許可。

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

10. 議題 <ここから谷口会長が会議を進行>

谷口：では、議題、「令和4年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表について」です。委員の皆さんには、管理表を事前にお配りし、それについての質問が出された結果、回答書が用意されていますので、事務局から説明してもらいたいと思います。

吉村：質問に対する回答の前に、今回、新たに委員になられた方がおりますので、改めて福津市人権施策審議会の概要を説明させていただきます。

<資料2により福津市人権施策審議会の概要を説明>

松山：それでは、質問に対する回答を説明させていただきます。

<資料4により質問に対する回答を読み上げる>

谷口：質疑のあったものについて、事務局から回答を述べてもらいましたが、新たに質問がありましたらお受けします。

麻生：資料4の1ページに、特設人権相談の相談件数が0件と書いてあります。私どもの団体は身体障がい者相談を月1回やっていますが、ここ数年、相談件数が年に1件程度で、本当にこれでいいのだろうか。障がい者もやはり悩みがあるので、相談を周知するため広報紙に載せてもらっていますが、相談がありません。今年4月に開設された、福津市基幹相談支援センターの相談件数は、数百件あります。身体障がい者相談は、身体障害者手帳を持っている人の相談を受けますが、基幹相談支援センターは身体障害者手帳を持っている、持っていないにかかわらず、人権や家の相談、揉め事などすべての相談が可ということで、そういう垣根を超えた身体障がい者相談にしなきゃいけないのかと思いました。

山田：私も以前、人権擁護委員をやっていましたが、相談がないということはありませんでした。特設人権相談を周知するため広報紙には載っていますが、目に入りにくいところがあるので、載せ方を考えたほうがいいと思います。

谷口：この相談のことはすごく重要なので、ほかに意見があればどうぞ。

春田：私は、弁護士会で法律相談をどのように市民にアクセスしやすくするかを考える部門で長く活動していて、その観点でお話すると、弁護士は近寄り難くてアクセスが難しいと思いますが、実態として一般の方も困っていることがきっとあるはずです。ですが、県内に16か所ある弁護士会の相談センターへの相談件数は軒並み減っています。結論を言うと、みんな困ったことがあったら、ネットで調べて解決策を探っている。それから、人と話すのが嫌で、LINEだったらいいけど、電話で人に相談するのも嫌だとか。ネットの向こうで相談する人を探している。なので、24時間365日、自分の困っていることは、ここに相談すればどうにかしてもらえるとというのが、分かりやすく伝わる方法じゃないと多分来ない、というのが今の私の思いです。

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

うまく言えませんが、こういう困ったことがあるだろうという時に、こんなメニューがありますよ、そこではどんな人が待っていて、こんな方法で対応していますよというのを、弁護士会では住民票をもらう封筒の裏や、ゴミ出しのカレンダーに書いたらいいのではと、いろいろなことをやってきましたが、そういう問題でもないような気がします。そういうふう知恵を出して、どうすれば皆さんに使ってもらえるかを考えればいいと思います。

麻生：インターネットは僕も気づきませんでした。70歳の僕でさえ、困ったら携帯電話やスマートフォンで調べます。

春田：ネットで正しい情報にアクセス出来ればいいのですが、誤った情報でかえって被害を拡大してしまう場合もあります。なので、最終的には対面で人と会わないと次のステップに行けないことがあると思いますが、どのようにして最初の正しい相談窓口へ誘導していくか、その導線を考えるのが必要な気がします。

漆谷：おっしゃるとおりだと思います。LINEか何か分かりませんが、市にそういう窓口を作って、即答はできないかもしれないけど、いろんな係に振って回答してもらえそうなシステムを作るのと、もう一つは、人権というハードルが高いので、「何でも相談」ということで、誰かが窓口で聞いて振り分けるようなシステムの両方が必要と思いました。

宮崎：私も似たような話になりますが、人権相談というひとくくりだと、大なり小なりあると思いますが相談しにくい。自分の相談が人権に関わるものだろうかとか、いろいろ考えたうえで、やっぱりやめておこうという感じになるのかなと思います。もっと細かいジャンルで宣伝しないと、自分はこれに該当しそうだから相談しようという感じにならないと思います。それから、受け入れるネットやSNS、LINEでもいいんでしょうけど、そういうやり取りをしたうえで、それでは相談に来てくださいというような形の方が、今の若い子は取っ付きやすいかなと感じました。

春田：例えば、困ったらを押したら、介護に疲れたとか、子ども、子育てに疲れたとか、入りやすい感じで入って、結果的に相談していることになるぐらいにしないと。今おっしゃったように、人権相談をやっていますと言っても、私の問題は人権なのかとか、ここなのかなというところで、やっぱりやめておこうとなったらもったいないので、何か困ったら、みんなが離脱しないで押し続けたいような感じにして、メニューが返ってくるようにすれば、できそうな気がします。

麻生：電化製品で困った時に、困りましたって入れたら、AIチャットのようなものが答えてくれます。AIとかいうことじゃないけど、入口が広くてどんどん対応してくれて、最終的には、例えば人権政策課に相談したらどうですか、という感じにできたら、おっしゃるように入りやすくなると思いました。

山田：相談するにしても、若い方はスマートフォンをスムーズに使えるけれど、シニアの方には難しい場合もあるので、そういう方のためにも、こういう相談がありますというのを行政がもっと発信することが必要だと思います。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

谷口：県民意識調査で、人権侵害を受けた経験があるというのが約半数います。その中で誰に相談したかと問われて、行政というものは1%に満たない。だから、人権侵害の経験はあるが、行政は相談相手じゃないと思っている人が多い。それから、ネット上の相談にヤフー知恵袋がありますが、ヤフー知恵袋に引っ越しとか住むところの相談をした時に、約8割が差別的な回答です。部落問題についてのネガティブな回答が、ベストアンサーに選ばれるという実態があります。ということであると、人権擁護委員さんへの相談件数が0件ということは、私が困っていることは人権に関係あることか考えた結果、あそこは私の行く所じゃないなという判断を持たれて、その分、相談支援センターに300件とか、他の所を見てもといっぱいあります。それは、人権相談としてカウントされていないかもしれないが、そこでどんな相談内容があったのかを調べると、すべて人権に関わることです。なので、椅子に座って待って0件だったというのは、今の相談体制の中では継続する施策じゃないと思います。先ほども意見が出ましたが、アウトリーチですね。待っていて来るのが0件だったら相談がないのかということ、全然そうじゃないことは皆さんご承知だと思うので、出かけて行ってどんな相談があるのかを整理する必要がある。つまり、全庁的にいろんな相談窓口があるのだから、その中で何が市民の困っていることなのかを誰かが繋がないと。それぞれが対応して、いろいろなアドバイスをしているが人権施策には反映しません。個別の問題については、解決のためのアドバイスはできるが、施策として社会を変えるにはどうしたらいいかという、そこにもっていくのが人権施策なので、相談が施策の事実になるようなルートを作らないと、待っていてもだめだと思います。主管課が人権政策課であれば、いろんな窓口に来る相談の中身をしっかり精査して、現在、人権課題がどこにあるのかを明らかにする仕事はすごくしないといけない。それから、令和7年度に市民意識調査をしようと言っているが、人権意識がどうなのかということが見えないまま施策を打っているから、空振りしている人が多いと思います。啓発にしても、ターゲットはどこにあるのかを踏まえて施策を講じないと無駄打ちが多いと思うので、人権擁護委員さんの活動も、人権の花とか悪いとは言いませんが、肝心なことは相談活動のコーディネートするぐらいのものになった方がいいと思います。最後に人権政策課から何かありますか。

吉村：今、いろんな意見をいただきましたが、当然我々が思ったような意見も出ていますし、今言われた全庁的に相談がいろんな所で出ている部分を、分析する必要も当然出てくるのかなというのは、あらためて認識させてもらいましたので、その辺は検討、研究していきたいと思っています。

山田：人権擁護委員は相談ばかりでなく、啓発活動も行っています。先ほど人権の花をおっしゃいましたが、人権の花はひまわりで、その種を植えてみんなで協力して、水やりや支柱を立てて育てようねという啓発、他の自治体では小学校からやっていますが、福津市は保育所、幼稚園からやっています。子どもたちにいじめをやめようねとか、人権のことを教えるために啓発をしっかりやっています。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

井上：啓発アピール活動のところで、7月や12月に看板設置とありますが、それがどこまで市民に啓発できているのか。そのお金があるのなら、今施策している啓発グッズを手渡ししながら説明するとか、そういうのがいいと思いました。

麻生：今、言われた啓発アピール活動の質疑に対する回答が、「個別のアンケートは難しい」となっています。私は福津市障がい者施策推進協議会の委員もしていて、計画書を作るときに、毎年個人あてでアンケートを出しますが、福祉課によると大体40%ぐらいしか回答がないため、今年は施設や団体にアンケートを出したそうです。やはり、啓発アピール活動というのは、精査してやらないと本当に伝わったかどうかを数字で表せないです。だから、意識で残るやり方を考えるのは本当に重要だと思います。

谷口：非常に重要なことです。意識調査で回答が大体40%を超えたら、よく集まったという状態です。しかし、調査する時に紙ベースのやり取りをするだけでなく、インタビューしたり、団体に行ったりとか様々な実態把握の方法がありますから、紙による意識調査にこだわっていると、先ほど言われたように、効果的な情報が集まらないことがあります。そういう意味で、令和7年度に人権意識調査をするのなら、令和6年度に制度設計しておかないと。4月にどんな質問を作ろうとか、どんな方法がいいだろうかと言い始めて、夏には取組みが始まれば早い方です。意識的な市町村は、前年度の後半から制度設計をやっています。それぐらいしないと、本当に意味のない意識調査になってしまう。それから、人権意識調査をする時に、基本的に高齢者は高齢者の部署、ジェンダーはジェンダーの部署、障がい者は障がい者の部署で様々な個別課題について、当事者の実態把握するためのアンケートや実態調査をしています。どこもしない課題というのは同和問題です。人権意識調査の半分、質問項目の半分ぐらいは部落問題に対する意識調査になります。そういう意味では、部落問題についての意識調査と、人権全般についての調査をするのが、普通、意識調査のテーマになって、それ以外の人権課題については、それぞれの担当部署が工夫して市民意識調査をしないと、相対的な市民の意識状況というのは把握できません。だから、令和7年度にやるから令和7年度から始めようでは意味がないと思うので、危機感を持って。質疑回答書の最後の「市職員人権意識調査をする予定はないか？」との質疑に対し、「現在のところはない」との回答になっていますが、質疑回答書の1番、「進捗状況管理表の取りまとめが遅延した理由は？」との質疑に対する回答に、「提出の遅れや文言の修正」とありますが、提出の遅れというのは問題意識の低さを表しているということはないですか。職員の中に、なぜ、こんなことをするのかというような声はないですか。

吉村：その問い合わせはありません。やはり我々事務局がしっかり工程管理をしておくべき話ですが、そのチェックも遅れたという部分もあります。当然、請求すれば、その後提出されますので、各担当部署とも意識的にやらないという話はないと考えております。

審議内容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

谷口：部落差別対応マニュアルについては、進捗状況管理表に「マニュアルの存在を意識していない市職員が多い」と書いてあります。このため、職員の意識調査は、人権問題に対する意識が高いのか、低いのかを把握したうえで、職員に対する研修をやらせないといけないと思います。

漆谷：アンケートに関するのですが、アンケートに対して無記名であっても、一般的に良しとするものに回答しがちだと。だから、アンケートが出て集計したから、これはオーケーだっていうことではないかもしれない人間の難しさがあることを知っておいてほしいと思います。だから、職員の意識調査をしたからオーケーだっていうことは、イコールじゃない可能性があるということです。

谷口：それを防ぐために、クロス分析しやすい問いを仕掛けるとか、ダミーの質問を入れておくといった方法があるので、早くそういう制度設計を始めてほしいです。他にありませんか。

山田：以前、人権擁護委員をしていた時に、中学校でデートDVの学習をしていました。今日出席の井上先生が、宗像市の中学校でデートDVの教室をやって、福津市の中学校でもこの教室を開いてほしいということで、芳賀先生が津屋崎中学校でやってから、各中学校がデートDVの人権教室をすることができました。人権について知ってほしいというのは皆さん同じ気持ちだと思いますが、どういうやり方が一番いいのかが重要だと思います。

谷口：そうですね。福津市もコミュニティスクールをやりますし、修学前小中高の講師間の接続もテーマになっています。人権尊重は、就学前からの課題だということにもなるわけですから。それから、SDGsの誰一人取り残さないというキャッチフレーズがありますが、誰一人の中には、私もあなたもみんな入っているということが分かる教育課題にしないといけないと思います。それから、当事者に意見を聞かないで、良かれとっっているいろんな施策を講じることは違うよ、ということが国際人権の潮流です。この二つがどこにも表れていません。それを知らないで日々の業務をやっているとしたら、業務が人権行政にはなっていないということになりかねないので、全庁的に自分がやっている仕事は人権行政だと思える雰囲気、人権政策課から醸し出してもらいたいなと今のご意見を聞きながら思いました。質疑についてのやり取りはここまでとして、ほかに何かありますか。

漆谷：障がいの「がい」が平仮名なので、個人的には障がいという言葉がなくなればいいと思いますが、今それで使っているの、平仮名、この説明では平仮名になっているから、「がい」という言葉はきついで、何か置き換えができればとか。

谷口：ただ、障害者差別解消法の中に、合理的な配慮、医療モデルじゃなくて社会モデルだということになるから、社会が害を与えているんだという考え方がしっかり定着すればですね。障害というのは、障がい者に名付けられた名札じゃないということをみんなが当たり前に思えるようになって、害だけ平仮名にするってのはどうかと私は思います。それでは、協議についてはこれで終わります。事務局に進行をお願いします。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

松山：それでは次第の11番、「その他」に移ります。二つありますが、まずは「人権啓発冊子作成の進捗状況について」です。

芳賀：昨年度の審議会で受けたアドバイスを、冊子作成の第1回会合で委員に周知して、活動を始めました。委員は5名で、内訳は人権擁護委員が1名、保護司が2名、更生保護女性会の方が2名で、人権政策課が事務局として入っています。今までは、事務局が作った原案を委員が見て、最終的に事務局が作り上げるやり方をしてきましたが、今は、自分たちで歩いて意見をもらい、インタビューした情報を集めて人権冊子を作るのを基本スタンスにしています。今回、どのような取扱いになったかという、前回の冊子で扱ったSDGsの誰一人取り残さないという目標をもう一回引っ張っていきましょと。それから、冊子を読んだ後に、こういうことが大切だよ、あなたも大切、私も大切、だから人権って大切だよ、というような冊子になればいいということで、今回は特定なテーマを設定していません。子育て中の女性、シニアの方、障がいを持つ方、外国人、性的マイノリティ、こういう方々とのインタビューを交えながら、私たちはどんなことができるんだろうかということ、少しでも考えさせられるような冊子ができたらいいという思いで作っています。これからゲラ作りをして検討しますが、完成品か、完成間際の作品を第2回審議会でご提示できるのではないかと思います。

麻生：冊子のゲラをぜひ見せてもらいたいです。

芳賀：早く作らないと3年生が卒業してしまうので、2月完成を目途に作っています。冊子は隔年作成なので、委員から、来年は具体的な冊子の使い方を検討する時期にしてもいいし、学校に行こうかという話も出ています。そうやって、意識を高く持って取り組んでいるので、審議会からの意見は貴重ですが、あくまでも委員中心でやるのを大事にしたいと思っています。

谷口：人権啓発冊子は誰向けですか。全戸配布なのか、学校に集中的にとか、そのあたりはどうですか。

芳賀：基本的には全市民向けです。小学生でも分かるように、できるだけ簡単な言葉で文字は多くせず、漢字にはすべてルビを打っています。冊子は全部で2,100部なので全戸配布はしておらず、ほとんど小中学校に配布しています。全員分はないので、今までは1学年が人権学習できるように、児童・生徒数が一番多い学年に合わせて配布しました。でも、アンケート結果を見る限り、利用状況は非常に厳しいので、学校への配布を少し減らして、別のところに配布という方法もあると思うので、委員と協議したいと思っています。一昨年度までは、学校を中心に市内の公共施設に配布しています。

漆谷：私は小学校の教師をしていましたが、個人的にはクイズが好きなので、子どもが分かりやすいようにクイズ形式的なことにして、進んで学習できるようなものがないと思います。



審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

麻生：私も経験上、小学校を回って自己紹介した後、最初に質問をします。一方的に話をしても、子どもは飽きてしまうので。質問の内容は、競技別に違う車いすの値段がいくらするかといったお金の話をします。そういう話をすると、子どもたちが「1億円」とか、「1千万円」とか言って、いきいきとしています。やっぱり考え方とかやり方です。

谷口：芳賀先生、そういう冊子にはなっていないなと思って困っていませんか。

芳賀：クイズ形式ではありませんが、自己チェック表とか入れてみようかと検討しています。特定のここだけに使うとかいうわけじゃないので、広く浅くは出てきますが、そういうことは次回以降も活かされると思うので、いろいろ聞かせていただきありがたいです。

谷口：ただ押さえてほしいのは、少なくとも編集に携わる方たちが、これを読めば人権が分かるよ、というような編集方針に立っていただきたいと思います。

芳賀：ミニ研修会でいろいろな所に行って部落問題について話を伺うと、県の意識調査もそうですが、「そっとしておいたらなくなる」という意見が、かなりあります。それは現実として受け止めて、私も含めてですが、そういう人たちと一緒に話をしていかないと変わらないだろうなという思いがあります。いろいろな人を巻き込んで、人権課題を話すのはすごく大切なことだけど、なかなかそこに行かない。なぜかという、先ほどの相談じゃありませんが、その場が果たして安心できる場なのかとか、自分がそこに認められているのかとか、そこにはいろいろな要因があると思うので、ぜひ大切にしながら今会長が言われたことを肝に据えて続けていきたいと思います。

松山：次に、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の進捗状況について」に移ります。

芳賀：制度を導入して2年目を迎えました。県のホームページに、各自治体の運用状況の一覧表が出ています。内容的に福津市は変わっていませんが、対応はできるという状況に少しずつなりつつあります。

この前から課題になっている医療機関ですが、水光会総合病院に課長と一緒に行きました。県の意向で県の担当者も同行しました。事務長と担当係長にお話しして、前向きな思いを持っているものの、例えば手術の同意書が必要な時にパートナーを家族として認めた場合、後から血縁者が出てきた時に、法的にはどうなのかといった具体的な話になった場合に、心配なところがあるということでした。県の担当者からも、家族について法的な説明を受けました。病院としては、ぜひ運用できるようにしたいが、職員の基本的な理解が進んでいないので、県から講師を呼んで研修会をスタートにして、運用に入っていきたいとのことでした。市としては、年度内にもう一度病院に連絡して、大きな変化が出た時に、こちらに連絡していただくように考えています。また、市のホームページに掲載してもいいか文書で依頼していますが、まだ回答はありません。それから、県のホームページに名前が掲載されているあいだ医院にも行きました。こちらも市のホーム

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

ページへの掲載について文書で依頼しており、前向きには考えたいが、すぐは回答できないということで、こちらも連絡待ちの状態です。それから、JAは前回の時にお話ししましたが、大きな変更なり、市への連絡はありません。パートナーシップ宣誓制度の登録については、今年4月に初めて当事者の方から連絡があり、一組の方が登録しています。

谷口：医師会には入っているんですね。医師会のオーケーを取って全体にかぶせるというような、そういうことにはならないのですか。

芳賀：医師会には県が協力依頼の文書を出して、医師会は医師会としてそれぞれおろしている。赤十字病院は県職員のOB、OGがいるらしく、この連携は取りやすいようです。だから、うちができるというわけじゃないので、そこはしていきたいなど。例えば、マンパワーとかいったことを考えた時に、やっぱり厳しいことはあると思います。

麻生：すみません。うちの協会でパートナーシップの話をしてもらいましたが、他にありますか。

芳賀：今年度は6件行かせてもらいました。大半、パートナーシップの話を入れていますが、「自分は一生懸命人権問題に関わりたいけど、身近にはいない」というアンケート結果が多い中、「実は私は当事者です。だから、こういう会合ができてとてもありがたいです」という意見もあります。やっぱり、決していないのではなく、言えないんだと実感する場は多々あります。

松山：今説明がありましたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の進捗状況について、何かご意見がありますか。  
(意見なし)

それでは最後にお知らせがあります。本日、12月9日に福津市中央公民館で開催する福津市人権講演会のチラシをお配りさせていただいています。今年は、福津市男女共同参画都市宣言20周年で、その記念講演と合わせて行います。大野城まどかびあ館長で、フリーアナウンサーの林田スマさんを講師にお招きします。皆様、ぜひお越しください。「その他」はこれで終わらせていただきます。

吉村：これもちまして、令和5年度第1回福津市人権施策審議会を終了します。

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)